

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富津市長 高橋 恭市

市町村名 (市町村コード)	富津市 (12226)
地域名 (地域内農業集落名)	富津1地域 (新井、川名、篠部、青木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は市北部、JR大貫駅北西方向に位置し、市街地に隣接しているほ場であり、主な品目は、水稲である。
新井、川名及び篠部の農地は、団体営ほ場整備事業(施工年度:昭和42年~昭和46年)で整備されたほ場である。
農業生産においては、地域内で耕作している認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者もいるが、自作の農業者が多い。
課題としては、休耕地が増加傾向にあるため、新たな担い手を探す必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については、現状維持を志向する経営体が主である。
地理的条件については、問題がないことから課題である区画の狭小を解消するための大区画化等生産条件の改善を図り、大規模経営体により集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139.74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139.74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在は、認定農業者5経営体、認定新規就農者1経営体及び基本構想水準到達者1経営体にて耕作しているが、担い手についても高齢化が進んでいることから新たな担い手への移行を進め集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、耕作可能な農地及び基盤整備等により耕作可能となる農地を機構に貸し付けていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在地域内の集積を進めている状況であり、今後集積の状況を踏まえ、排水施設の整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策
イノシシなどによる農作物被害対策として、電気柵や罠の設置を検討する。
- ③スマート農業
経営規模拡大、作業効率向上や省力化を図っていくためにスマート農業への取組を検討する。